

死亡した建築士の登録の取消しについて

建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 9 条第 1 項の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消した。

令和 6 年 7 月 3 日

香川県知事

- 1 免許の取消しをした年月日
令和 5 年 9 月 8 日
- 2 免許の取消しを受けた建築士の氏名、二級建築士又は木造建築士の別及び登録番号
鎌野 喜代美
二級建築士 香川県知事登録第 3 0 3 7 号
- 3 免許の取消しの理由
死亡